

南部町下水道公共ます設置要領

平成 31 年 2 月 1 日

建設要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図るため、下水道に汚水を排除するための公共ます等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 南部町公共下水道条例(平成 22 年南部町条例第 27 号。以下「下水道条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は南部町農業集落排水処理施設条例(平成 18 年南部町条例第 142 号。「以下「農集排条例」という。)
- 第 3 条第 2 号に規定する又は南部町団地排水施設条例(平成 18 年南部町条例第 144 号。以下「団地排水条例」という。)第 1 条に規定する排水施設をいう。
- (2) 公共ます 下水道に接続する取付管及びますのことをいう。
- (3) 汚水ポンプ施設 汚水槽、ポンプ、圧送管及び電気施設をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 388 号)第 1 条第 1 号に規定する敷地又は固定資産評価基準(昭和 38 年自治省告示第 158 号)に規定する画地をいう。
- (5) 道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する道路及び道路法の適用のない法定外公共物である道路その他これに準ずるものとして下水道管きょを敷設することを町長が認めた私有地をいう。

(設置場所)

第 3 条 公共ますの設置場所は、道路の敷地の境界から、敷地側に 1 メートル以内とする。ただし、土地の形状その他特別な事由により、1 メートル以内に設置することが困難であると町長が認めた場合は、境界から、敷地側に 1 メートルを超えた場所に設置することができる。

(設置個数)

第 4 条 公共ますの設置個数は、1 敷地に 1 個(以下この条において「規定個数」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、公共ますを規定個数を超えて増設しようとするときは、次に掲げるいずれかの事項に該当し、かつ、町長が認めた場合とする。

(1) 敷地の形状等により、規定個数の公共ますで汚水を排除することが困難な時。

(2) 1 敷地に所有者の異なる家屋が 2 戸以上ある場合。

(3) 分筆による譲渡、借地権等の設定があったとき。

(設置等の申請)

第 5 条 公共ますの設置、移設、撤去及び改造(以下「設置等」という。)をしようとする者は、公共ます設置等工事申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による申請があったときは、速やかに内容を審査し、設置等の可否を決定し、公共ます設置等決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(設置の費用)

第 6 条 排水区域内の公共ますの設置等に係る工事費用は、申請者の負担とする。

ただし、次のいずれかに該当するときには、町が負担する。

(1) 下水道事業計画区域であるが、管きょ工事等の未完成により未供用区域であるとき。

(2) 町に起因し、公共ますの移設等が生じたとき。

2 公共ますの設置等の工事に伴う敷地内構造物、樹木及び埋設物の補償は、申請者の負担とする。

(所有権の帰属)

第 7 条 第 5 条の規定により設置した公共ますの所有権は町に帰属し、当該土地の使用料は無料とし、使用期間は施設の存続期間とする。

2 設置した公共ますは、下水道施設寄付申出書(様式第 3 号)により、町へ寄付するものとする。

(管理)

第 8 条 公共ますの管理は、町が行うものとする。ただし、使用者に起因し、公共ますの機能に支障が生じたときは、使用者が補修費用を負担するものとする。

2 公共ますに接続した排水設備は、使用者が維持管理を行うものとする。

(使用者の責務)

第 9 条 使用者は、町が行う公共ますの点検、補修、取替え等に支障を来するような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

(規格及び構造)

第 10 条 公共ますの規格及び構造は、町の定める基準によるが、立地条件等により
施工困難な場合は、特殊なものとすることができる。

2 公共ますは硬質塩化ビニール製とし、ふたは硬質塩化ビニール製又は鉄製保護
ふたを設置する。

(低住宅の接続)

第 11 条 下水道整備に伴い、敷地の形状等の事由により、下水道管きょに自然流下
による方法で汚水を排除できない場合は、汚水ポンプ施設により汚水を排除する
ことができる。

2 汚水ポンプ施設の設置及び運転に要する電気料金等すべての費用は、使用者の
負担とする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

公共ます等設置工事申請書

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所
氏 名

南部町下水道公共ます設置要領第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 場 所	南部町大字
工 事 種 別	1. 新設 2. 増設 3. 移設 4. 撤去 5. 改造
工 事 予 定 日	年 月 日から 年 月 日
公共ます設置工事承諾書 上記の工事について承諾しました。 年 月 日 土地所有者氏名 印 建築物等所有者氏名 印	
施 工 業 者	
摘 要	

添付書類

位置図、平面図、縦断図、その他必要な図面

様式第2号（第5条関係）

南部建設第 号

年 月 日

様

南部町長

公共ます設置決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、公共ます設置工事につきましては、下記のとおり決定しましたので、南部町公共ます設置要領第5条第2項の規定により通知します。

なお、設置後は、南部町下水道公共ます設置要領を遵守すること。

記

設　置　場　所	南部町大字
工　事　種　別	１．新設　　　２．増設　　　３．移設　　　４．撤去　　　５．改造
設　置　の　可　否	１．認める。 ２．設置を認めない。（理由）
費　用　区　分	申請者の負担
該　当　条　件	

様式第 3 号（第 7 条関係）

下水道施設寄附申出書

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所
氏 名

南部町下水道公共ます設置要領第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり下水道施設を南部町下水道施設として寄付の申出をします。

下水道施設の設置場所	南部町大字 番地先から 番地まで
管 路 総 延 長	m
施 設 の 明 細（内 訳）	
そ の 他 必 要 事 項 等	

添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 縦断図